

◆ インフルエンザとかぜの違い

	インフルエンザ	かぜ
発症時期	主に11～3月	1年を通じて
発病スピード	急激	ゆっくり
発熱	38℃以上の 高熱が多い	37～38℃程度
主な症状	全身の倦怠感、関節痛、 せき、のどの痛み	くしゃみ、鼻水、 鼻づまり
経過	解熱まで2～3日。 1週間程度で治る	通常2～3日で治る

▶高齢者インフルエンザ予防接種(定期接種)のお知らせ -川越市(2019. 9. 25/引用)-

*インフルエンザの流行に備え、次のとおりインフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。接種を受ける際は、あらかじめ委託医療機関に電話で予約をしてください。

*インフルエンザは例年1月上旬から3月上旬に流行します。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされていますので、接種を希望する場合は、10月下旬から12月中旬の接種をおすすめします。詳細は川越市ホームページをご参照ください。

〒350-1172

埼玉県川越市大字増形 164 番地
特別養護老人ホーム八瀬の里

TEL : 049-247-7311(代表)

発行日 : 令和1年11月15日

◆ ご利用案内 ◆

● 営業時間

24 時間 365 日

● サービス実施地域

原則、川越市と狭山市

● 施設送迎時間

月～日曜日の午前 8:00～午後 6:00 まで

● 食事ご提供時間

朝 食…午前 7:30～午前 8:30

昼 食…午後 12:00～午後 1:00

おやつ…午後 3:00～午後 4:00

夕 食…午後 6:00～午後 7:00

● 入浴ご利用時間

原則、午後 2:00～午後 4:00 まで

● ご利用対象者

要介護 1～要介護 5 の方

要支援 1～要支援 2 の方

(要介護認定申請中の方もご利用可能)

お申込み方法

● ご担当のケアマネジャーまたは当施設

へ、ご希望の日程等ご連絡ください

**年末年始も
施設送迎します**

ショートステイ

Short Stay

2019年11月号

2019.NOVEMBER

インフォメーション

本号の内容 Contents

1. 令和1年10月分の一部料金について…
2. 感染症流行期(インフルエンザ等)の注意点!



社会福祉法人 芳清会

●令和1年10月分の請求(一部料金)について

前月号でお知らせ致しました『令和1年10月1日～消費税増税に伴う介護報酬改定について』ですが、11月13日に、埼玉県国民健康保険団体連合会および川越市介護保険課から『**介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ**』での介護給付管理費の取扱いと一時になりました。引き続き、相互で当該加算の要件等を考査します。

本件に関しまして、ご利用者様・ご家族様には、ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございません。尚、ショートステイ八瀬

の里の1日あたりのご利用料金に関しまして、前月号でご案内した内容：おおよそ25円/日→**おおよそ21円/日(4円/日ほど)安**くなります(例:1割負担の場合・送迎加算を除く)。

今後もより一層サービスの向上に努めて参ります。これからもご利用者様・ご家族様のご協力・ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

争点 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰについて、計画届出時点において、介護福祉士の配置等要件を満たしてなければ(介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを)算定できないのか。

厚労省 (答)原則、計画書策定時点において、サービス提供体制強化加算等を算定している等、介護福祉士の配置等要件を満たしていることが必要である。一方で、計画書策定時点では算定していないものの、当該加算Ⅰの算定に向け、介護福祉士の配置等要件を満たすための準備を進め、当該加算の算定開始時点で、介護福祉士の配置等要件を満たしていれば算定することが可能である。

本件 **厚労省**の赤字の通り、当施設ショートステイにおいて、該当している内容ではありませんが、この点について川越市介護保険課と確認し、ご利用者様・ご家族様へ追ってご案内いたします。

●介護福祉士の配置要件とは…

前々年度(例：現時点で平成29年4月1日～平成30年2月末)において、①介護福祉士の配置割合60%以上、②介護福祉士の配置割合50%以上…と4つに区分されている体制。

→今後、新たに介護サービス事業所をご利用するにあたり、担当のケアマネジャーを始め違う視点で各介護サービス事業所の体制等を知り得ることができます。ご参考までに…。

●感染症流行期(ご利用中)

◇インフルエンザを疑うような症状が現れた場合は、速やかに医療機関へ受診しましょう。インフルエンザに限らず、その他の感染症(ノロウイルス…等)を疑うような症状が現れた場合も同じです。

【1】インフルエンザ等の感染症を疑うような症状が現れた場合は、ショートステイ職員が、かかりつけ医や近隣の病医院へ状態を報告し、合わせて、ご家族様にも連絡いたします。

【2】上記**【1】**より、医療機関を受診して頂き、感染症が認められた場合は、受診のままご退所となりますので、ご了解ください。また、ご対応された方または同居されているご家族様も同じく医療機関を受診(検査)されることを勧奨します。

【3】当該ご利用者様、ご家族様が医療機関を再度受診して頂き、感染症が認められないと診断してから概ね5～7日経ってから、当該ご利用者様の状態をみて、ご利用再開となります。

◇上記**【1】**～**【3】**は、ご利用中に感染症の疑いが認められた場合に限り記しておりますが、ご利用者様のその時の状態に応じて速やかに対処いたしますので、ご家族様のご協力・ご理解の上、宜しくお願い致します。

▶ご利用料金に関するお問い合わせ

TEL: 049-247-7311

(月～金・9:00～17:00受付)

担当: 佐藤

